

# 私立高等学校授業料の実質無償化に係る所得判定基準（令和2年7月分以降）

## 所得に関する要件

次の計算式による算出額（保護者等の合計額）で判定

【計算式】 市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 調整控除の額

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額。

【算出額】 304,200円未満の場合・・・基準額（118,800円）の支給

**154,500円未満の場合・・・私立高校授業料の実質無償化に対応した支給**

所得基準に相当する目安年収（例）		基準額の対象	私立高校授業料の実質無償化の対象
	子の数		
両親のうち一方が生計維持者の場合	子1人（高校生） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約910万円	～約590万円
	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約910万円	～約590万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
	子3人（大学生・高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとする。

※世帯年収（目安）は1万円の位を四捨五入している。

※年収の目安について、両親の内、非生計維持者は、配偶者控除対象となっている場合。

# 私立高等学校授業料の実質無償化に係る所得判定基準（令和2年7月分以降）

所得基準に相当する目安年収（例）		基準額の対象	私立高校授業料の実質無償化の対象
	子の数		
両親共働きの場合	子1人（高校生） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円
	子3人（大学生・高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。  
 ※給与所得以外の収入はないものとし、両親の収入は同額とする。  
 ※扶養控除及び特定扶養控除については、全て一方の親の控除として扱っている。  
 ※世帯年収（目安）は1万円の位を四捨五入している。

## 確認方法 → 令和2年度の住民税の課税所得額（課税標準額）等で確認

課税証明書に「市町村民税の課税所得額（課税標準額）」と「市町村民税の調整控除額」が記載されている場合は、記載の金額をもとに計算します。  
 市町村によっては、課税証明書に「市町村民税の課税所得額（課税標準額）」や「市町村民税の調整控除額」が記載されていないことがあります。この場合は、マイナポータルを活用して、御自身の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などを確認することができます。

※マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップできたり、行政機関からのお知らせの確認ができます。利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。

マイナポータルHP



[https://myna.go.jp/SCK0101\\_01\\_001/SCK0101\\_01\\_001\\_InitDiscsys.form](https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form)